

産山村告示第37号

公の施設の指定管理者募集要項

産山村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定のに基づき、別紙のとおり公の施設の指定管理者を公募により募集する。

令和5年6月28日

産山村長 市原 正文

産山村畜産物処理加工施設指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

産山村では、産山村畜産物処理加工施設（以下「施設」という。）の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び産山村畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例（平成17年12月26日産山村条例第38号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づく、指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

2 対象施設の概要

（1）施設の名称

産山村畜産物処理加工施設

（2）施設の所在地

熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿2103番地3

（3）施設の設置目的

産山村内等の畜産物を処理加工することにより、農林漁家等の安定的な就業機会の確保や所得の向上及び畜産振興の充実に資することを目的とします。

（4）施設の概要

建物構造：木造平屋建て

延床面積：117.32㎡

（5）事業概要

産山村内等で生産された畜産物の処理加工及び特産品の開発に取り組みます。また、産山村ふるさと納税の返礼品としての登録や、村内外の地域住民等への肉の販売・配送などに積極的に取り組み、本村の認知度向上や村内畜産農家の所得向上を図ることで、本村の活性化に資することを目的とします。

3 施設管理者が行う業務等

（1）管理業務の範囲及び具体的内容

ア 産山村内等の畜産物の処理加工及び販売に関する業務

イ 施設の運営に関する業務

ウ 施設・設備等の維持管理に関する業務

エ 前3号に掲げるもののほか、村長が別に定める業務

（2）留意事項

ア 管理業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

イ 本村内の牧野組合や地域住民が一時的に利用する場合があります。管理業務を調整のうえ、利用を許可してください。

4 指定管理期間

令和5年8月1日から令和10年3月31日まで（4年8ヶ月）とします。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

5 管理の基準

- (1) 開館時間、休館日等
条例のとおりですが、村長の承認を受けて、変更することができます。
- (2) 施設の管理運営
適正な施設運営、維持管理及びサービスの提供を行わなければなりません。
- (3) 法令の遵守
次に掲げる法令等を遵守しなければなりません。
 - ア 食品衛生法、同法施行令、同法施行規則
 - イ 地方自治法第244条第2項及び第3項
 - ウ 産山村畜産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例
 - エ 産山村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
 - オ 産山村個人情報保護条例、同施行規則
 - カ 産山村情報公開条例
 - キ 産山村暴力団排除条例
 - ク 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働契約法、その他の職員の雇用に関する労働関係法令等
 - ケ その他関連法規

6 管理業務に要する経費

- (1) 管理運営経費
当該施設の管理業務に係る経費について、村からの指定管理料（委託料）は発生しません。また、当該施設の管理業務を行うために必要な経費は、指定管理者の負担により適正に行わなければなりません。
- (2) 利用料金に関する事項
施設は、指定管理者がその利用を許可した場合に限り、指定管理者以外の者も利用できるものとします。また、その利用料金は、指定管理者の収入として收受してください。
- (3) 事業費の精算
事業収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填はしないものとします。
- (4) 管理口座・区分経理
指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体本来の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7 応募資格等

- (1) 申請する団体の資格 申請する団体の資格
応募しようとする者は、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。
 - ア 応募者は、申請時又は指定期間の開始日までに村内に事務所又は事業所を置こうとする団体（共同企業体の場合は、代表となる団体等）であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人等でないこと。
 - エ 産山村から指名停止措置を受けていないこと。
 - オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正、又は再生手続きを行っていないこと。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。
 - キ 村税等を滞納していないこと。
 - ク 指定期間の開始日までに食肉処理業、食肉販売業の許可を取得しようとする団体（共同企業体の場合は、代表となる団体等）であること。
- (2) 共同企業体で応募する場合の要件
- ア 共同企業体の構成団体は、(1)の申請する団体の資格の要件を全て満たしていること。
 - イ 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、代表となる団体を定めなければならない。
 - ウ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
 - エ 単独で応募した団体は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
 - オ 共同企業体で応募した団体は、その構成員の変更は原則として認めない。
- (3) 指定の取消
- 指定申請時点で応募資格に該当した団体（共同企業体等の場合はその構成員）が、以後、非該当となった場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

8 指定管理者の公募手続

(1) 公募の日程

内 容	期 日（令和5年）
募集要項の公表及び申請受付の期間	6月28日から7月14日まで
募集要項等に関する質問の受付	6月28日から7月7日まで
募集要項等に関する質問の回答	7月10日（予定）
審査・選定	7月20日（予定）
指定管理候補者の決定及び公表	7月27日（予定）
産山村議会による指定の議決	9月定例会又は直近の臨時会

9 申請の手続き

(1) 申請に必要な書類

ア 申請にあたっては、以下の書類を村に提出してください。なお、村が必要とする場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ①指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ②定款、寄附行為、その他これらに準ずる書類
- ③組織が明確になる書面（法人にあたっては、当該法人の登記事項証明書）
- ④指定管理者事業計画書（様式第2号）
- ⑤管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
- ⑥現に行っている事業の内容及び実績を記載した書面（事業報告書等）
- ⑦申請書を提出する日の属する年度の前3年度における決算書（貸借対照表等を含む）ただし、新たに団体設立をした場合で決算期が到来していない場合はこの限りでない。
- ⑧申請する施設の基本的経営方針
- ⑨労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑩村税（同村税が課税されていない者で、村外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村民税）並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- ⑪その他村長が必要と認める書類

※共同企業体で申請する場合

上記①～③、⑧以外は、構成団体ごとに提出してください。

イ 申請にあたっての留意事項

- ①申請書は、前記①～⑪を紙ファイルに綴じて、提出してください。
- ②用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長（提案書の一部はA3可）とし、両面使用としてください。
- ③申請書の文章中の文字ポイントは、10ポイント以上としてください。
- ④申請書を提出後に辞退する場合は、「辞退届」を提出してください。
- ⑤提出書類は返却しません。
- ⑥提出された書類は、必要に応じて複写します。なお、複写による使用は、庁内及び選定委員会の検討に限ります。

(2) 応募書類の提出部数

各5部（正本1部及び副本4部、副本は複写可）とします。

(3) 応募書類の受付期間

令和5年6月28日（水）から7月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(4) 提出方法

申請書及び必要書類を、下記提出先にご持参ください。郵送、電子メール、FAXによる応募は受け付けません。

(5) 提出先

【担当課】 産山村経済建設課農林係

【住所】 〒869-2703 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3

【TEL】 0967-25-2213 (直通)

(6) 留意事項

ア 複数の申請の禁止

1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 申請受付期間の厳守

申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合、申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ 接触の禁止

申請者又は申請者の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

エ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事業が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと村が判断した場合には、変更を可能とする場合があります。

オ 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

カ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載や不正があった場合、当該申請は無効とします。

キ 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、産山村情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、選定結果等を公表するものとします。

ク 費用負担

申請に要する経費等は、全て申請団体の負担とします。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和5年産山村議会（直近の定例会又は臨時会）に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。

(2) 協定の締結

産山村と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項について協議のうえ、基本協定及び年度協定を締結します。

(3) 留意事項

ア 指定管理者として選定された者が、正当な理由なくして産山村が指定する期日までに協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。

- イ 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当すると認められるときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ①資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があるとき。
 - ②著しく社会的信用を損う等により、指定管理者としてふさわしくないとき。

12 その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

- ア 指定管理者は、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに村に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はおそれが生じた場合は、村に報告しなければなりません。
- ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

村は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、指定を取り消す等の措置をとることとします。また、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

天災、不可抗力その他の村又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、村と指定管理者は、業務継続の可否について協議を行うものとします。

協議の結果、当該指定管理者による管理運営業務が困難と村が判断した場合は、村は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、村と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。